

2023年度 経過報告

1. 障がい児・者の福祉と教育をめぐる情勢

2020年、新型コロナウイルス感染症のまん延により私たちの生活や活動はさまざまな制限を受けてきました。2023年度も利用者および支援スタッフとご家族の単発的な感染があり、感染拡大を防ぐ方策をとりながらやっとコロナ以前の日常を取り戻し、活動を徐々に広げてきました。

元旦から能登半島の震災に驚かされましたが、被災地の一日も早い復興を願い当法人として可能な支援を、と理事会で話し合い障がいのある人たちの直接の支援に役立てていただくための援助金を法人として「きょうされん自然災害支援基金」へ送りました。(P.45 参照)

国連の「障害者の権利に関する条約」(以下、権利条約)を批准し、我が国が締約国として歩み(始めた2014年から、はや10年が経過しました。日本政府が2016年6月に国連へ提出した報告書および日本障害フォーラム(JDF)が幅広い関係者と協議して作成し、同じ時期に提出したパラレルレポートを受けて、国連・障害者権利委員会による**権利条約実施状況についての対話(審査)**が2022年8月にスイスのジュネーブで実施されました。その対話(審査)の後、9月には障害者権利委員会より日本政府に対して**総括所見(勧告)**が渡されました。その内容は障害者施策全般を網羅しており、入所施設や精神障害者の医療の問題、手話言語の公用語認定、障害年金額の改善、インクルーシブな教育・働く場などなど、たくさんの重要な指摘と勧告がなされていることは昨年度の総会で報告したとおりです。特に教育に関して以下のような**<強い要請>**「(前略)全ての障害のある生徒が、あらゆるレベルの教育において、『合理的配慮』と『必要とする個別の支援』を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する

国家行動計画を採択すること」と記されています。関係団体では、総括所見（勧告）を学ぶ学習会や声明の発表、政府への要望書の提出などさまざまな取り組みがなされてきましたが、勧告に基づく施策の論議や改善が十分に図られてきたとは言えません。障がい児者を支援する法人としてこれらをより深く学び、折に触れて話し合い、当事者・ご家族とともに当事者の願いを実現する方向で活動を進めていきたいと思えます。

一方で、国は2024年度には第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するため基本指針の見直しを提起しています。厚労省は2022年10月には社会保障審議会障害者部会で論議された基本指針の見直しについての見解を発表しています。その中で、計画の作成に関する基本的事項について8項目を挙げていますが、①計画作成にあたり障害者等の参加、地域社会の理解促進、総合的な取組 ②体制の整備（作成委員会等の開催、関係部局相互間の連携、市町村と都道府県の連携）③サービスの利用実態とニーズの把握 ④障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握と提供体制の整備 などなどが挙げられていることを昨年の総会で報告しましたが、その後の具体的な進展があまり見えてきません。教育・福祉の現場での人材不足は深刻で、支援の必要な人たちが待たれているのに対応が追いつかず、地域での生活維持が家族の大きな負担の上でなんとか成り立っている現実など、これまで以上に会員の皆さんやサポーターの声を集めて、実態に即した計画の策定とその実現に向けて、取り組みを進めることが求められています。

また、2023年4月に施行された「こども家庭庁設置法」「こども基本法」「児童福祉法改正」に基づく国の施策、「こども真ん中社会の実現」、「常にこどもの視点に立つ。こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現」などが具体化されることを期待しま

す。昨年12月に閣議決定された「こども大綱」とともに発表された「こども未来戦略マップ」の中には「こどもだれでも通園制度」「障害児等の地域での支援の強化」「子ども・若者の安全・安心な居場所づくり」などが盛り込まれています。それらの施策が当事者・家族の願いに即して具体化されることを望みます。

さらに、こども家庭庁の生育部門では、「相談対応や情報提供の充実、すべてのこどもの居場所づくり」などが掲げられ、支援部門では「さまざまな困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援」、「こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援」、「障害児支援」など、重要な課題が示されています。これらの法整備とそれに基づく施策が現在のこどもを取り巻く深刻な社会の状況を根本的に見つめ直す新たな方向性が確立されるのか、日々こどもと関わる事業者の立場から吟味し、提言していくことも必要だと考えます。

2024年2月には原則3年毎に行われる国の報酬改定が発表されました。国の制度に基づく事業としては行動援護のみの当法人への直接的影響は少ないのですが、報酬改定を受けて支援時間の見直しをしている放課後等デイサービスや生活介護等の利用者ご家族から支援時間の短縮などにより母親の就労が難しくなり困っている、などの情報が寄せられています。基本報酬の改善はわずかで物価の上昇に追いつかず、さまざまな加算の請求には資格のある職員の配置が求められる上に事務も繁雑になるなど、事業者にとってますます厳しい状況が生まれています。

2. 川崎市の状況

支援の必要な子どもたちが増え続けている川崎市では、地域療育センターの果たしている役割

は大きく、その機能の充実も重要な課題です。本市では子どもの発達課題に関する相談が増えている状況に対応するため、2021年10月に新たな相談支援機関「川崎市子ども発達・相談センター」を川崎区および幸区に開設し、相談を受ける「かもみーる」と児童発達支援事業所（未就学児対象）「きっずさぽーと」の連携支援をはじめました。2022年には多摩区・宮前区に、2023年には麻生区にも開設され、残る中原区・高津区は今年度10月には開設される見通しです。既存の療育センターの過密な状態は緩和されつつあるようで、新たな「かもみーる」「きっずさぽーと」との連携、役割分担でニーズに即して効果を上げられることを願い、応援していきたいと思っております。

また、市内の小・中学校166校全てに特別支援級が設置されて久しくなりますが、川教組障教部では毎年実態調査に基づく白書を作成しており、そこには現場の悩みが集約されています。今年度も各学校の児童生徒数の増加が著しく、教室不足や正規教員が法律で定められた定数通り配置されない、休職や産休代替の先生が配置されないなど深刻な状況であることがとても心配です。行政への要望はもちろんです、これら日々の学習活動に影響のある切実な問題の解決に先生方や保護者・家族と市民がともに考え、学校・学級を支えていくことが求められています。

2022年4月には神奈川障害福祉計画（第6期 2022年3月～2024年3月）が、国の基本的な指針に沿って策定されましたが、この中では「当事者目線の支援の実践により『共に生きる社会かながわ』の実現を目指す」との方向性が打ち出されています。このことが理念だけに終わらず、施策の策定推進において実効性のあるものとなるよう今後も注目していく必要があります。

障がい児教育の分野では、県は県立高校でのインクルーシブ教育実践推進校を2020年に3校から14校に増やしましたが、市内では川崎北高校が実践推進校として三度目の卒業生を送り出しま

した。また、2024年度からは4校増え18校となり、川崎市では県立菅高校（多摩区）での実践がスタートしました。当法人が障教部と共催で実施している進路学習会でもインクルーシブ教育についての関心は高く毎年多くの質問が寄せられますが、この教育の成果と課題について今後も確認して保護者の皆さんへも情報提供をしていくことが必要です。

県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）に沿った県立支援学校の老朽化や耐震の対策として中原養護学校の大々的な校舎改修工事が昨年度完了し、より安全性の高い校舎になりました。

県教育委員会が2021年3月に公表した「**かながわ特別教育推進指針**」に盛り込まれている川崎南部地域に県立特別支援学校（知的障がい教育部門）の新設は、**2028年度開校の予定**です。特別支援学校の設置基準がやっと制定された中で新しくつくられる学校です。具体的な要望を伝えるチャンスをつくり県教委・市教委との話し合いの場をもつことも必要でしょう。

川崎市での新たな動きはつぎのとおりです。

- 2024年3月、川崎市第5次ノーマライゼーションプラン改訂版が発表されました。豊かな地域療育を考える連絡会では、プランの改定あたって7月の定例会に市健康福祉局のプラン担当課の方たちが参加され、障害児福祉に係わる要望についてのヒヤリングが行われました。策定された改訂版は2024～2026年の計画ですが、①地域での自立した生活の推進 ②利用者主体（自己選択、自己決定）の支援 ③やさしいまちづくりの支援 三つが基本的な考え方として掲げられています。各区の福祉計画と合わせて皆さんで内容を知り、施策の推進を求めていきたいと思えます。

- 今年7月、本市は市制100周年を迎えます。その歴史には、100年前には想像もできなかったであろう激動の時代やたゆみない発展の歩みが刻まれています。教育・福祉の面でも現在に至るまでには、当事者・家族、支える関係者、行政担当者などの願いや思い、惜しめない努力が積み重ねられてきたことを振り返りながら、新たな歴史を作る岐路に立っていることを確認し、市政の一翼を担う事業者として責任を果たして行きたいと考えます。

3. わになろう会のとりのくみ

- **財政の現状**

まだ、散発的な発症者の絶えない新型コロナウイルス感染症やその他もろもろの感染症の脅威はなくなったとは言い切れない状況のなかで、当会ではこの一年間も当事者・ご家族の地域生活を支えるためにできる限りのとりのくみを進めてきました。

しかし、財政的には非常に厳しく、川崎市の経過加算の打ち切りや利用者の減少による減収が続きました。収入は減っても家賃や駐車場の借料、保険料等の必要経費、事務スタッフは減らせないため、2023年度はついに赤字になりました。2022年度に続き、公的援助として「物価高騰対策支援給付金」が10月・3月に合わせて519,000円支給されましたが、赤字を埋めるにはほど遠く健全財政で乗り切ることができませんでした。

- **公的制度に則った事業の継続**

次の通り、行政との協力協働や必要な申請書の提出をし、それぞれの事業を実施しました。

- ☆ 中原区子どもの発達支援事業（就学前） 中原区の事業に当法人が担当者を派遣し、子どもの発達・相談セミナーの運営に協力してきました。

☆	川崎市移動支援事業等従事者養成研修事業	補助金申請	毎年申請	単年度清
☆	自家用有償旅客運送者登録申請	2024年度継続申請	R3年9月11日～R6年9月10日	
☆	移動支援事業・生活サポート事業申請	同上	H30年10月1日～R6年9月30日	
☆	日中一時支援障害児者一時預かり事業者	指定申請	R2年4月1日～R8年3月31日	
☆	行動援護事業指定申請	2024年度継続申請	H30年10月1日～R6年9月30日	
☆	ふれあいガイド（企画型）事業届出	企画型ツアー	年間2回実施	6月届出
☆	夏休みを楽しくすごす会	企画型イベント	8月に4日間開催	6月届出

注 下線の事業は2023年度に新規または更新の申請をしたもの

当法人では支援スタッフの疾病・高齢化という切実な問題もあり、新たな従事者の養成のため2023年度も移動支援等従事者養成研修を2回実施し、新しいサポーターを迎え入れることができました。

2023年度は2月にやっと対面でのスタッフ研修会を実施しましたが、日にちの設定が悪く参加者が少なかったことはとても残念でした。虐待防止の伝達講習や日常の困りごと等を話し合うグループでの討議も行ったため参加のサポーターには概ね好評でした。すべての利用者・支援スタッフを対象としたアンケート調査を実施し、総会資料にその結果を報告しましたが、今年度は質問内容の変更等検討している内に機を逸してしまい実施できませんでした。事業所と支援者および支援者同士の繋がりを深める手立ての一つとして発行を始めた小さなニュース『わにの庭（にわ）』は2023年度も目標どおり年間4回の発行をし、全ての支援スタッフに届けることができました。

4. 法人としての体制の整備

- 年間各6回の理事会と月例会は感染症予防に配慮しながら、ハイブリッドで予定通り実施しました。ZOOMを使ってのリモート参加もスムーズに行えるようになりました。

理事会・月例会とも2023年度も年間を通して18時30分からの開催を続けてきましたが、夜の会議に参加が困難な理事もあり、書面出席者が毎回若干名ありました。

- 昨年6月に公布された「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」の本年の10月の施行に先立ち、当法人では「障がい児者虐待防止についての体制整備規定」を作成し第三者委員会・理事会の話し合い・合意を経て4月1日より施行しました。(P.47 参照)
- かねてから設置されていた第三者委員会は、コロナ感染症の影響もあり開催を見合わせてきましたが、本年3月メンバーを一部変更して会合を開き、「第三者委員会設置規定」(P.46 参照)

を作りました。虐待防止や支援スタッフの待遇改善の課題も含めて客観的立場で法人の相談役

としてお力を借りたいと思います。

担当者を決めてのとりくみ

○ 衛生管理 ○ ホームページ管理 ○ 虐待防止委員会 ○ 第三者委員会

○ 法人会計 日中一時支援 那須の家、管理・運営 行動援護 移動・あんしん

福有 所得税・住民税・社会保険 全体会計ソフト「会計王」管理

他団体との連携、主な活動 <年間活動報告 一覧 P.5~8 参照>